

商品概要説明書

マイカーローン（株式会社ジャックス保証）

（令和4年4月1日現在）

商品名	マイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○お借入申込時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が80歳以下の方。○安定・継続した収入のある方。○ご融資金を販売業者へ振込できること。○株式会社 ジャックスの保証が受けられる方。○当JA管内に居住または勤務している方。○その他当JAが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。(1)マイカー・二輪・除雪機・スノービル・モーターボート等の購入資金及び関連資金（車検・板金費用、カーナビ・タイヤオイル等のカー用品を含みます。） 購入資金には購入時の諸費用・車の付属品を含みます。(2) 自動車免許取得費用(3) 他金融機関・信販会社などのマイカーローンのお借換資金(残価設定型ローンの残価部分の借換も含みます。)(4) ご自宅に併設する車庫の建築費用(5) お借入後に購入予定のカー用品購入資金（オプションプラス制度）については自動車（自動二輪車を含む）購入と同時申込に限ります。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。オプションプラス制度については30万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上10年以内とします。
融資方法	<ul style="list-style-type: none">○お借入申込者口座を経由し、販売業者振込になります。※但し、お借換の返済分はお借入申込者口座への入金が可能です。オプションプラス制度については、上限30万円までお借入申込者口座への入金が可能です
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○次のいずれかよりご選択いただけます。【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。○お借入利率には、保証料(0.65%)を含みます。

	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内です。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○ 当 J A が指定する保証機関（株式会社 ジャックス）の保証をご利用いただきます。 ○ 次の場合は連帯保証人が必要となります。 (1) 株式会社 ジャックスが必要と認めた場合。 (2) 新卒者の場合。
取扱手数料	○ 1, 100 円（税込）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融部（電話：0237-86-8189）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 山形県弁護士会、仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もご

	<p>ございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>
--	--

J A さがえ西村山